

# 「障害者対策に関する長期計画」後期重点施策

昭和62年6月

障害者対策推進本部

## はじめに

国際連合は、国際障害者年（1981年）に続く1982年に、「障害者に関する世界行動計画」を採択するとともに、1983年から1992年までの期間を「国連障害者の十年」と宣言し、同計画をガイドラインとして、その実施を加盟国に要請している。さらに、同十年の中間年に当たる1987年の第42回国連総会において、同計画の実施についての評価を行うことを決定している。

政府は、昭和55年3月、国際障害者年推進本部を設置し、昭和56年の国際障害者年には各種の記念行事を開催するとともに、障害者対策を推進した。さらに、同本部は昭和57年3月、「障害者対策に関する長期計画」（以下「長期計画」という。）を策定した。政府は、この長期計画に沿って障害者対策を総合的、かつ、効果的に推進するために、昭和57年4月1日に新たに障害者対策推進本部を設置し、以来、各部門にわたり長期計画を積極的に推進してきたところであり、少なからぬ成果が見られた。そして、本年は長期計画実施の6年目という中間的な区切りを迎えている。

以上の状況のもとに、政府は障害者対策をより一層推進するために、昭和62年度に向けてこれまでの

施策の成果についての評価を行うとともに、今後重点的に取組む施策を検討し、長期計画の効果的な推進を図ることを基本方針としてきた。

このため、まず障害者対策推進本部が長期計画の実施の総点検と促進を狙いとして、また今後重点的に取組む施策を検討する手がかりとするために、昨年の7月に長期計画の実施状況を取りまとめた。

次いで、長期計画の策定に当たっては、中央心身障害者対策協議会から内閣総理大臣あてに提出された「国内長期行動計画の在り方について」の意見書の趣旨を踏まえた経緯にかんがみ、同協議会から上記実施状況を基礎にして、今後重点的に取組む施策についての御意見を承ることとした。

同協議会は、昨年の7月に評価特別部会を設置し、同年9月から鋭意検討を進めていたところ、本年5月26日、「障害者対策に関する長期計画の実施状況の評価及び今後の重点施策」を取りまとめ、同日、心身障害者対策基本法第27条第3項に基づき、内閣総理大臣に意見書を提出した。

政府は、この意見書を最大限尊重しつつ、長期計画の目標を達成するため、今後の重点施策を以下のとおり設定するものとする。

## 第1 基本的考え方

長期計画は、すべての障害者は一人の人間として、その人格の尊厳性を回復する可能性を持つ存在であり、その自立は社会全体の発展に寄与するものであるという「リハビリテーション」の理念と、障害者ができる限り一般市民と同様に生活し、活動することができるような生活条件を障害者に提供するという「ノーマライゼーション」の理念とを基本理念とし、障害の予防、リハビリテーション及び完全参加と平等の目標を実現するための効果的な対策を推進することを目的として、およそ十年間にわたる施策の基本的方向と課題を設定したものである。

後期重点施策の策定に当たっても、長期計画実施の5年間の実績を踏まえて、その理念、目標及び課題を受け継ぐことを基本とし、さらに中央心身障害者村策協議会の意見書で明らかにされた視点を加えて、次のような基本的考え方で今後の障害者対策を推進するものとする。

### 1 「障害」及び「障害者」についての正しい認識の一層の普及

「完全参加と平等」の目標を実現する基礎となるのは、「障害」及び「障害者」についての正しい認識である。

「障害」を「機能障害」、「能力低下」及び「社会的不利」に区別して認識すること、「社会的不利」は「他の市民が利用できる社会の種々のシステムに関し障害者の利用を妨げる文化的、物理的または社会的障壁に障害者が遭遇したときに生ずる」ものであること、障害者は「他の市民とは異ったニーズを持つ特別の人と考えるべきではなく、通常的人間的ニーズを満たすのに特別の困難を持つ普通の市民」であることなどの基礎的認識は、国際障害者年及びその後における啓発活動によってかなり広く定着してきているところであるが、その一層の普及に努めるとともに、今後はこれらの認識が地域社会等における個々の実際上の対応に具現していくことを図るものとする。

### 2 均等な機会の確保

「完全参加と平等」の目標は、「障害者は、障害の原因、特質及び程度にかかわらず、同年齢の市

民と同等の基本的権利を有する」という原則を基礎としており、この原則は、障害者対策の最も基本となるものである。

このため、障害者が日常生活や社会生活を可能な限り一般市民と同じように営むことができるようにするための施策を引き続き積極的に推進し、均等な機会の確保を図るものとする。

### 3 自立の支援

障害者は責任ある個人として主体的に生活設計し、コミュニティへ参加することを通じて、社会開発及び経済発展に貢献する能動的役割を果たすことが期待されている。

このため、障害者福祉対策の目的は、障害者の自立を支援することにあることを明確にするとともに、障害者の自立を可能とする条件の整備に努めるものとする。

### 4 生活環境の改善

障害者に対する配慮が社会の隅々にまで行き渡るような社会システムを形成する必要がある。

このため、障害者の日常生活における不便、不自由さを十分把握した物理的環境の整備、コミュニケーション手段の提供、防災・防犯体制の整備等にあわせて、地域社会のすべての構成員の間に福祉的配慮が行き渡り、“心の壁”が除去されていくような心理的環境の整備を図る福祉のまちづくりの推進に努めるものとする。

### 5 高齢化への対応

人口の高齢化に伴い、障害者及び障害者を介護している両親等の高齢化が進行しているが、これに伴い、処遇技術、関連施設・サービスとの連携、社会活動や日常生活のための支援の方法等について、新たな相応が必要である。

このため、各年齢層を通じた一貫した施策の推進にあわせて、一般的な高齢期の身体的日常生活動作に支障を生じている者や精神活動が低下した者に対する対策とも関連しつつ、高齢期のライフ・ステージに対応した施策の充実に努めるものとする。

### 6 技術進歩の活用

福祉機器の開発と普及は、障害者の介護、日常生活や社会生活等における活動で飛躍的な貢献をもたらすことが期待され、またテクノロジーによるケアという分野を生み出している。さらに、情報通信技術の進歩は、障害者とのコミュニケーションの確保を容易にしている。

このため、福祉機器の研究開発を一層推進するとともに、普及を促進するための規格化、標準化等の推進、福祉機器についての情報提供のシステム化等を図るものとする。また、情報通信技術を活用して、障害者に対する情報提供の充実に努めるよう配慮するものとする。

#### 7 施策の連携の確保

障害の早期発見・早期治療と早期教育を通じた医療、福祉及び教育施策の連携、職業教育、職業訓練から雇用・就労に至る教育、医療、福祉及び雇用施策の連携、社会福祉サービスにおける施設村策と在宅対策との連携、住環境の整備における福祉及び住宅施策の連携など関連施策が総合的、かつ、体系的に機能するような施策体系の確立に努めるものとする。

#### 8 調査研究の充実

障害者対策の推進には、障害の実態及び障害者のニーズを的確に把握することが不可欠である。また、国内外における障害者関係情報の収集、蓄積等とともに、障害の予防、リハビリテーション

及び障害者の社会への参加を効果的に推進する方策についての研究開発を推進する必要がある。

このため、障害の原因、形態、発生の実態、障害者の生活状況、社会適応状況等を把握する調査の充実に努めるとともに、保健医療、教育、雇用、福祉、生活環境等の各分野における研究に積極的に取組むものとする。

#### 9 国際協力の推進

障害者問題の基本となる国際的規範は、「世界人権宣言」（1948年）、「精神薄弱者の権利宣言」（1971年）、「障害者の権利宣言」（1975年）を経て、「障害者に関する世界行動計画」（1982年）に集大成され、これらを通じた障害者問題に取り組むための概念や原則は、今や世界的な認識と評価を得るに至っている。これらの普遍的な規範を遵守し、障害者福祉の向上を推進していくことは、国際社会に協調し、貢献する我が国の基本条件である。

同時に、障害関連分野においても国際社会の中で主要な役割を果たし、世界各国で障害者の「完全参加と平等」が促進されるよう能動的、積極的に貢献することが、我が国の責務である。

このため、国連の諸活動への協力、開発途上国に対する協力、国際会議への参加等になお一層努めるものとする。

## 第2 課題別施策の基本的方向と今後の重点施策

### 1 啓発広報

障害についての正しい理解や科学的認識、「完全参加と平等」の目標等についての理解を更に徹底させるとともに、「完全参加と平等」の実現が社会構成員全員の責任であることについての自覚を喚起し、その実現のための具体的活動や対応についての理解を進展させるための施策を更に継続的に、かつ、長期的に推進するものとする。特に、障害者についての正しい理解と認識を幼少時から、またコミュニティ・レベルで推進することに配慮するものとする。今後、啓発広報については、次の事項を重点的に

推進するものとする。

#### (1) 啓発広報活動の推進

ア 「障害者の日」を真に有意義なものとするために、マス・メディアによる啓発広報活動の一層の推進を図るとともに、一般市民、ボランティア団体等の積極的な参加及び地方公共団体、民間障害者関係団体等との連携の強化を図るものとする。

なお、昭和62年度においては、「国連障害者の十年」中間記念式典を開催する。

イ 「人権デー」を最終日とする「人権週間」（12月4日～12月10日）において、障害者の権利に関する「完全参加と平等」の原則、国連の「障害者

の権利宣言」等の普及を引き続き強力に推進するものとする。

ウ 障害者雇用促進月間（9月）、精神保健普及運動（11月初めの1週間）、身体障害者福祉週間（「障害の日」を起点とする1週間）、精神薄弱者愛護月間（9月）等における啓発広報活動を積極的に推進するものとする。

エ 「障害者の住みよいまちづくり」の推進は、物理的環境の整備にとどまらず、気運の高揚と“心の壁”の除去とにつながるものであり、積極的な推進を図るものとする。

### （2）福祉教育の推進

ア 小・中学校等において、障害者に対する理解を深める教育を積極的に推進するものとする。

イ 一般市民や児童生徒の家庭に対して正しい障害者福祉意識を定着させるため、福祉講座や講演会の開催、ビデオテープ、映画フィルム等のフィルム・ライブラリーの充実など社会一般の理解を深める措置を講ずるものとする。

ウ 福祉事務所、児童相談所、保健所等の福祉、保健サービスの実施機関と連携しながら、地域の住民一般に対し、障害者福祉に対する理解と認識を深めるような啓発広報活動の展開を図るものとする。

### （3）交流の推進

地域住民と社会福祉施設等との交流、学校教育、子供会活動等による交流、スポーツ、文化活動等による交流を積極的に推進するものとする。

## 2 保健・医療

障害の発生予防、早期発見と早期療育、自立のためのリハビリテーション等を可能とするための諸条件の整備を推進するものとする。

このため、高齢化の進展など社会の変化及び医療をはじめとする各分野の技術進歩に適切に対応するとともに、福祉対策、雇用対策あるいは教育対策との連携を一層推進するものとする。

### （1）心身障害の発生予防及び早期発見の充実

心身障害の発生予防を図るため、障害の実態と原

因の把握を行い、その基礎の上に立って妊婦の健康管理対策など各種予防施策を推進するものとする。

先天的な障害については、これを早期に発見し、必要な医療を提供するとともに、早期療育を行うことが、障害によるハンディキャップを軽減し、社会適応能力を高めることとなる。このため、適切な時期に適切な相応を提供しうる体制を充実するものとする。

また、後天的な障害については、特に、社会の高齢化の進展により加齢に伴う疾病等に起因する障害が増加してきており、これを抑制するため、成人病予防対策等の健康管理対策を推進するものとする。

今後、障害の発生予防及び早期発見については、次の事項を重点的に推進するものとする。

ア 先天異常に伴う心身障害の発生予防・早期発見

（ア）妊婦に付する健康教育、健康診査など妊婦の健康管理対策を推進すること。

（イ）周産期医療体制を整備すること。

（ウ）先天異常を発生させるおそれのある諸因子（医薬品、感染症、アルコール、環境汚染物質等）に対する対策を推進すること。

（エ）遺伝に関する啓発、相談等を推進すること。

（オ）先天異常モニタリングシステムを検討すること。

（カ）先天性代謝異常等検査などのマススクリーニング、乳幼児健康診査など母子保健の各種健康診査の充実に努めること。

（キ）早期発見から早期治療・早期療育への連携に努めること。

イ 後天的障害の発生予防・原因疾患等の早期発見

（ア）脳血管障害等による麻痺性障害、老年期痴呆など脳器質性精神障害など高齢化に伴い生じやすい障害の予防対策を推進すること。

（イ）情緒障害、行動異常等の原因疾患の予防に努めること。

（ウ）成人病健康診査など各種健康診査の推進をはじめ健康管理対策の充実に努めること。

（エ）労働安全対策、交通安全対策、公害対策など社会の各分野における安全対策の推進に努めること。

（オ）原因疾患等の早期発見から治療・リハビリテーションへの連携に努めること。

## (2) 医療・研究の推進

障害に関する医療について、医学の進歩、疾病構造の変化など社会の変化に即した対応に努めるものとする。また、障害の原因究明、治療等に関する医学の研究開発を推進するとともに、障害者の保健面に配慮するものとする。

今後、医療・研究については、次の事項を重点的に推進するものとする。

ア 障害に関する医療の中心的役割を果たすリハビリテーションの重要性にかんがみ、リハビリテーション機能を有する医療機関の整備及び関係医療機関のリハビリテーション機能の充実を図ること。

イ 社会福祉施設のリハビリテーション機能が幅広く地域の障害者に役立つよう配慮すること。

ウ 重症心身障害児・者や進行性筋ジストロフィー症等の重度の障害者に対する医療・リハビリテーションの質的向上に努めること。

エ 在宅重度障害者のための訪問診断、重度障害者の歯科診療などその障害の特性のために受診が困難な障害者の医療の確保に努めること。

オ 腎不全患者で腎移植を望む者については、腎移植が可能となるような体制の整備を推進すること。

カ 障害の発生予防・早期発見・早期療育に関する研究、進行性筋ジストロフィー症を中心とする神経・筋疾患に関する研究、発達障害に関する研究、精神障害に関する研究及び後遺症を残すおそれの少ないいわゆる難病等の原因や治療法に関する研究を推進すること。

キ 障害者の体力づくりと健康増進の研究を推進すること。

## (3) 精神障害者対策の推進

精神障害者の人権を擁護しつつ、適切な精神医療の確保及び社会復帰の推進を図るものとする。このため、精神障害者の人権上の改善と並んで精神障害者の社会復帰の促進を大きな柱とする精神衛生法等の一部を改正する法律案の早期成立を期するものとする。

今後、精神障害者対策については、次の事項を重点的に推進するものとする。

ア 保健所、精神衛生センター等における精神衛生相談等の充実を図り、地域精神保健対策を推進すること。

イ 入院形態の見直し、入院手続の整備、精神病院に対する指導監督規定の整備など入院患者の人権の確保に努めること。

ウ 精神障害者の人権の擁護並びにその適正な医療及び保護の実施のため、精神衛生鑑定医制度を精神保健指定医制度へ改組すること。

エ 社会復帰施設整備の促進など精神障害者の社会復帰・社会参加を促進すること。

オ 思春期、老年期等のライフ・ステージに応じた精神保健対策を促進すること。

カ 精神障害を理由として設けられている資格制限等について検討を行うこと。

## (4) 専門従事者の養成確保

専門的技術を持つ質の高いマンパワーを確保するため、計画的養成等の施策を推進するものとする。

今後、専門従事者の養成確保については、次の事項を重点的に推進するものとする。

ア 臨床工学技士法及び義肢装具士法に基づく養成を推進するとともに、言語聴覚療法士（仮称）等資格制度のない専門従事者の資格制度化を検討すること。

イ 医学教育及び医師の卒後教育におけるリハビリテーション教育の充実を図ること。

ウ 理学療法士、作業療法士の計画的養成を推進すること。

## (5) 福祉機器・医療機器の研究開発の推進

工学と医学との学術的研究の下に国内及び国外との情報の交換、研究者の交流を図るとともに、障害者の多様なニーズにこたえる福祉機器・医療機器を提供するための組織体制の充実を含め、引き続き積極的な研究開発を行うものとする。

今後、福祉機器・医療機器の研究開発については、次の事項を重点的に推進するものとする。

ア 福祉機器・医療機器の研究開発体制を整備すること。

イ 福祉機器・医療機器の試験評価と規格化、標準化について検討すること。

ウ 福祉機器の概念の明確化に努めること。

エ データバンクをはじめとする福祉機器情報ネットワークづくりを推進すること。

### 3 教育・育成

#### (1) 心身障害児に係る教育施策の充実

心身障害児の教育については、心身障害児が家庭や地域から孤立しないで、障害の種類と程度に応じた適切な教育が受けられるようにすることを基本とし、その可能性を最大限に伸ばし、可能な限り社会自立の達成を図るものとする。

また、心身障害児(者)に対する社会一般の正しい理解認識を深めるため、幼・少年期から心身障害児に対する理解認識の一層の推進に努めるものとする。

今後、心身障害児に係る教育施策については、次の事項を重点的に推進するものとする。

- ア 特殊教育諸学校及び特殊学級については、子供の心身の障害の状態等に応じて効果的な教育を行うために、教育課程の基準の改善を行うなどにより教育内容・指導方法の改善・充実に努めること。
- イ 特殊教育担当教職員の養成と現職研修の充実に努めること。また、特殊教育諸学校及び特殊学級の学級編制・教職員定数の改善については、今後とも改善計画の円滑な実施に努めること。
- ウ 心身の障害の種類と程度に応じた適切な教育を行うために必要な施設設備の整備に努めるとともに、小・中学校等においても、障害の程度の軽い子供のために施設面の配慮を行うこと。また、特殊教育就学奨励費の一層の充実に努めること。
- エ 近年の障害の重度・重複化の傾向等に対応して、特殊教育に関する研究の重要性が高まっていることにかんがみ、国立特殊教育総合研究所や特殊教育センターなどの整備充実に努めること。
- オ 特殊教育諸学校高等部を中心として行われている職業教育の充実を図るとともに、公共職業安定所、心身障害者職業センターなどの関係機関との一層密接な連携に努めつつ、進路指導の充実を図ること。
- カ 心身障害児の早期教育における医療・福祉・教育関係諸機関の連携の強化に努めること。
- キ 就学指導委員会の機能の充実や就学相談・体験入学の実施など、適正就学指導の一層の充実に努めること。
- ク 特殊教育諸学校の子供と小・中学校等の子供や

地域社会の人々との交流の機会や積極的に設けるよう努めること。また、心身障害児理解推進校の指定や資料の作成配布等、小・中学校等における心身障害児に対する理解認識を深めるための施策の充実に努めること。

ケ 障害者の大学への受入れについては、入学試験の実施方法等に配慮するとともに、施設の整備等に当たっても身体障害者の利用に配慮すること。

また、視覚障害者及び聴覚障害者を対象とする国立の短期大学を設置すること。

コ 社会教育については、今後とも、施設設備や社会教育事業における障害者への配慮を行うこと。

#### (2) 心身障害児に係る育成施策の充実

心身障害児の育成の基本は、障害の早期発見に引き続き、早期療育として適切な治療・指導訓練等を行うことによって、心身のよりよき発達を促すことにある。また、心身障害児に対する在宅対策は次第に進んできてはいるが、今後とも在宅対策の充実に努めることとするとともに、施設対策と在宅対策とを、施策体系においても、また現にこれらの施策が行われる地域においても、有機的に連携させ、育成対策を総合的な地域福祉対策とするものとする。

今後、心身障害児に係る育成施策については、次の事項を重点的に推進するものとする。

- ア 心身障害児の早期療育方法の開発など心身障害児の療育に関する研究を推進すること。
- イ 各種障害児関係施設、心身障害児通園事業(デイサービス)、相談機関等を、地域の心身障害児がその必要に応じ利用できるよう、これら施設等の適正配置、施設等間の連携など地域における療育体制の整備を進めること。特に、心身障害を持つ幼児のための心身障害児通園事業(デイサービス)の整備を推進すること。
- ウ 施設において適切な療育が行えるよう、療育方法の普及確立など施設の療育機能の強化充実に努めること。
- エ 心身障害児のショートステイの充実など心身障害児関係施設の機能が幅広く地域の心身障害児に役立つよう配慮すること。
- オ 施設職員をはじめ関係職員の養成・研修を充実すること。
- カ 心身障害児及びその保護者の相談に応じ、助言、

指導を行う組織を充実するよう配慮すること。

キ 施設の療育と学校の教育との一層の連携協力を進めること。

#### 4 雇用・就業

障害者の雇用状況については、国際障害者年を契機とした国民の関心の高まりのなかで年々改善されてきているところであるが、更に今後とも、重度障害者に最大の重点を置きつつ、可能な限り一般雇用の場を確保することを基本的方針として、障害者の特性に応じたきめ細かな諸施策を講じていくものとする。

特に、今後においては、身体障害者雇用促進法を改正した「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、すべての障害者を対象とした総合的な雇用対策を推進するとともに、障害の重度化等の進展に的確に相応した職業リハビリテーションサービスを提供するものとする。

また、一般雇用に就くことが困難な者については、労働行政と厚生行政の連携を一層密にし、雇用対策の充実強化に加え、各種授産施設をはじめとする福祉対策等を充実するものとする。

さらに、引き続き自営業に就く者に対する援護措置の充実にも努めるものとする。

##### (1) 障害種類別対策

###### ア 身体障害者対策の推進

両上肢障害者、視覚障害者、脳生マヒ者等の身体障害者に対する雇用対策については、これまで、事業主に対する広報啓発・技術的援助の推進、適職についての調査研究の実施、職域の拡大を図るためのME機器の開発など各種の施策を講じてきているところであるが、これらの障害者については、現在までの成果を踏まえ、更に今後とも職域の拡大のために諸施策の一層の推進、効果的な職業能力開発のための職業訓練の実施、障害の種類に応じた助成金の活用等により、その雇用の促進及び安定を強力に図るものとする。

今後、身体障害者村策としては、次の事項を重点的に推進するものとする。

(ア) 職域の拡大を図るため、ME機器の開発など調査研究を一層推進すること。

(イ) 現在までの研究成果を踏まえ、職域の拡大のための広報啓発を推進すること。

(ウ) 障害の種類に応じた助成金の活用を図ること。

(エ) 企業に在職中に身体障害者となった者の雇用の安定を図るための施策を充実すること。

(オ) 事業主の雇用管理についての技術的援助を強化すること。

(カ) 効果的な職業能力の開発を行うための訓練技法の開発を推進すること。

###### イ 精神薄弱者対策の推進

精神薄弱者については、身体障害者雇用促進法の改正により、雇用率制度上、実雇用率の算定に当たりカウントするとともに、納付金制度上、調整金及び報奨金の支給対象とすることとされたところであり、今後においては、本改正の内容について事業主に対し周知を図るなどにより、精神薄弱者の雇用の促進及び安定を図るものとする。

また、精神薄弱者の雇用促進を図るための条件整備については、公共職業訓練施設における職業訓練、第三セクター方式による精神薄弱者能力開発センターの育成事業など各種対策が推進されているところであるが、今後は、これらの対策の一層の推進に努めるとともに、基本的な労働習慣を体得させるための精神薄弱者等職業準備訓練を心身障害者職業センターにおいて実施するなど更に条件整備のための対策を充実強化するものとする。

今後、精神薄弱者村策としては、次の事項を重点的に推進するものとする。

(ア) 雇用率制度上及び納付金制度上の取扱いの改正について、事業主に対し周知を図るなどにより、精神薄弱者の雇用の促進及び安定を図ること。

(イ) 精神薄弱者の特性に応じた助成金の活用を図ること。

(ウ) 公共職業訓練施設における精神薄弱者に対する職業訓練を充実強化すること。

(エ) 第三セクター方式による精神薄弱者能力開発センター育成事業を推進すること。

(オ) 心身障害者職業センターにおいて精神薄弱者等職業準備訓練を実施すること。

###### ウ 精神障害者対策の推進

精神障害者については、昭和61年度から、精神分裂症による障害を有する者等を職場適応訓練制

度の対象とするなど雇用対策の充実強化が図られてきたところであるが、今後は改正後の「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき職業リハビリテーションの推進に努めるとともに、その職能的諸条件についての調査及び研究に努める一方、精神衛生法等の一部を改正する法律案に基づく社会復帰施設の整備等の社会復帰対策の進展にも相応しつつ、精神障害者の雇用の促進及び職業の安定を図るための施策の推進について検討していくものとする。

今後、精神障害者対策としては、次の事項を重点的に推進するものとする。

- (ア) 精神障害者の職能的諸条件についての調査研究を推進すること。
- (イ) 精神障害者の雇用促進のための広報啓発を推進すること。
- (ウ) 職場適応訓練制度等を活用しつつ精神障害者の雇用促進を図ること。
- (エ) 精神障害者授産施設等の社会復帰施設の整備を促進すること。

## (2) 現状では直ちに一般雇用に就くことが困難な者に対する対策の推進

現状では直ちに一般雇用に就くことが困難な者に対しては、これまで、労働行政においては第三セクター方式による重度障害者雇用企業の育成、授産施設と企業との連携による重度障害者など特別能力開発訓練事業等の施策を、また、厚生行政においては精神薄弱者福祉工場の創設、援護施設の拡充と事業経費への補助、デイサービス事業の充実等の施策を、両行政の密接な連携の下に実施してきたところであるが、現状では直ちに一般雇用に就くことが困難な重度障害者の数はますます増大してきているところから、これらの障害者の一般雇用を促進するための諸施策、福祉的就労に係る諸施策など総合的な対策の充実が一層重要になってきており、今後とも労働行政と厚生行政との密接な連携の下にこれらの対策の推進に努めるものとする。

今後、現状では直ちに一般雇用に就くことが困難な者に対する対策としては、次の事項を重点的に推進するものとする。

- ア 重度障害者の適職の開発、職域の拡大を一層推進すること。

- イ 第三セクター方式による重度障害者雇用企業の育成等を更に推進すること。

- ウ 授産施設を計画的に整備すること。

- エ 授産施設における訓練の充実及び就業の促進を図ること。

- オ 授産施設、福祉工場等の安定経営のための施策を推進すること。

- カ 小規模作業所に対する助成を充実すること。

## (3) 職業リハビリテーションの推進

職業リハビリテーションに係る施策については、身体障害者職業訓練校、心身障害者職業センターなどの各種施設における事業の充実強化、吉備高原総合リハビリテーションセンターの建設等によりかなりの向上をみたところであるが、障害の重度化が進展する現状にあつて、今後とも、障害者のニーズに的確に相応した職業リハビリテーションサービスの提供に努めていくものとする。

特に、身体障害者雇用促進法の改正により、職業評価、職業指導等の職業リハビリテーションの実施体制が日本障害者雇用促進協会に一元化され、職業リハビリテーションの実施体制の整備が図られることとなったが、これらの職業リハビリテーション施設が公共職業安定所など関係機関との密接な連携の下に、職業リハビリテーションサービスを総合的かつ効果的に提供できるよう努めるものとする。

また、障害の重度化等に伴い高度なサービスの提供が求められているところから、職業リハビリテーションの実施体制の整備と併せ、職業リハビリテーションに係る研究及びその普及のための体制の確立を図るものとする。

今後、職業リハビリテーションについては、次の事項を重点的に推進するものとする。

- ア 心身障害者職業センターを充実強化すること。
- イ 障害者職業総合センターの設置構想を推進するとともに、同センターを核とした職業リハビリテーション・ネットワークを形成すること。
- ウ 職業リハビリテーションに係る調査研究を推進すること。
- エ 国立職業リハビリテーションセンター及び吉備高原総合リハビリテーションセンターにおける総合的かつ効果的な職業リハビリテーションを推進すること。



オ 職業リハビリテーションの一環として効果的な職業訓練を推進すること。

#### (4) 専門職員等の養成

専門職員等の養成については、これまで、職業訓練大学校における福祉工学科の設置、国立職業リハビリテーションセンターにおける研修の実施等により、職業リハビリテーションに従事する者の養成、知識・技術の向上が図られてきたところである。今後においては、これら従来からの施策の充実に加え、障害者職業総合センターの設置構想の推進など職業リハビリテーション専門職員の養成研修体制の整備を図り、総合的かつ計画的にこれら専門職員等の養成を図るものとする。

今後、専門職員等の養成については、次の事項を重点的に推進するものとする。

- ア 障害者職業総合センターの設置により専門職員の養成研修体制を整備すること。
- イ 職業訓練大学校において障害者関係の職業訓練指導員等の訓練、研修を充実すること。
- ウ 職業リハビリテーション専門職員についての資格制度を導入すること。

## 5 福祉

### (1) 生活安定のための施策の推進

生活安定のための施策については、障害者の自立生活の基盤を確保できる所得保障制度を確立する観点から、全国民共通の障害基礎年金制度を創設するなど障害者に対する年金の大幅な改善を行うとともに、障害に伴う固有のニーズを考慮して支給する手当等の充実に努める観点から、福祉手当制度を再編成し、在宅の20歳以上の著しい重度の障害者に対して、その障害による特別の負担の軽減を図る一助として支給する特別障害者手当制度を創設するなど、障害者の所得保障の大幅な改善を推進しているところである。

今後、生活安定のための施策としては、次の事項を重点的に推進するものとする。

- ア 障害者に対する年金の額を他の年金とともに国民の生活水準等の変動等に応じて見直し、改定を行うこと。
- イ 特別障害者手当、障害児福祉手当など各種手当

の充実に努めること。

- ウ 障害者に対する適切な税制上の配慮を引き続き行うこと。

### (2) 福祉サービスの充実

障害者福祉サービスは、社会の成員たる市民としての障害者に対し、その障害に伴う固有のニーズに着目して提供されるものである。今後は特に、重度の障害を持つ人々の自立生活のために必要な在宅サービスの量的及び質的充実に努めるものとする。また、これとともに、様々な施設の専門的機能を強化するほか、関係施策との連携の確保、総合的な福祉サービスの推進に努めるものとする。

今後、福祉サービスについては、次の事項を重点的に推進するものとする。

#### ア 在宅サービス

##### (ア) 共通事項

- a 「障害者の住みよいまちづくり事業」等による地域全体の取組みを推進するとともに、在宅サービス関連事業の総合的推進を図るための関係機関の連携の強化を図ること。
- b 福祉ホームなどケア付住宅の整備を促進すること。
- c 重度の在宅障害者に対する介護、家庭訪問サービス、移動サービスなどを充実すること。
- d 障害者の社会参加を積極的に進めるための授産事業、デイサービスなどを充実すること。
- e ショートステイなど施設機能を利用した在宅障害者向けサービスを充実すること。
- f 福祉機器等の研究開発及び供給体制の整備を図り、その普及を促進すること。
- g 家庭奉仕員など在宅サービス従事者の養成研修を充実すること。
- h 社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、これらの養成を推進すること。

##### (イ) 障害別事項

- a 手話通訳など関係職種の資格制度化を検討すること。
- b 精神薄弱の判定方法及び望ましい処遇のあり方の研究の推進など精神障害者のリハビリテーションについては、今後ともその推進を図ること。
- c 精神薄弱者や精神障害者の就労を容易にする

ための環境及び地域で自立的に生活する精神薄弱者や精神障害者への援助体制を整備すること。

- d 精神衛生相談員による訪問指導の充実など精神障害者に対する在宅サービスの充実を図ること。

## イ 施設サービス

### (ア) 共通事項

- a 医療から職業まで一貫した総合的リハビリテーションを実現するための施設の広域的整備及び通所施設や生活施設など地域利用施設の整備を推進すること。
- b 多種にわたる施設を統合整備し、障害者のニーズに即した施設体系を確立するとともに、施設の地域オープン化を促進すること。
- c 障害の重度化と障害者の高齢化に対応するため、地域の実状に応じて各施設が有機的、効率的に機能するよう施設利用サービスのネットワークの整備を促進するとともに、従事者の養成を一層強化すること。
- d 入所施設における利用者及び扶養義務者の費用負担のあり方について検討すること。

### (イ) 障害別事項

- a 心身障害の発生予防，早期発見，早期療育に資するための総合的療育センターの整備を促進すること。
- b 公的精神病院，精神衛生センターの整備を促進すること。また，精神障害者のための社会復帰施設等の整備を促進すること。

## 6 生活環境

### (1) 住宅・建築物の整備

ノーマライゼーションの理念に基づいた施策が推進されるに伴い、障害者の住宅生活志向もますます強まっており、住宅問題は、一層重要性を増している。

障害者の利用に配慮した住宅については、公営住宅、公団住宅において構造・設備面で考慮した住宅の建設や既存住宅の障害者向け改善が行われているほか、公営住宅の単身入居を認めるなどの各種優遇措置、公的住宅金融における心身障害者同店世帯等に対する割増貸付等の措置が講じられている。また、障害者向けの公営住宅、公団住宅の立地の選定に当

たっては、日常生活の利便のほか、地域社会との融合に配慮が行われており、今後ともこれらの施策を拡充するものとする。

また、公共建築物について、障害者の利用に配慮した整備改善の一層の推進を図るものとする。

今後、住宅・建築物については、次の事項を重点的に推進するものとする。

- ア 障害者向け公的住宅の整備改善を促進すること。
- イ 公的住宅への入居を推進し、公的住宅金融における障害者への配慮を拡充すること。
- ウ 地域社会との融合に配慮した障害者向けの住宅の整備を推進すること。
- エ 障害者用住宅設備機器の設置を促進すること。
- オ 障害者の利用に配慮した公共建築物の整備改善を一層促進すること。
- カ 公共的性格の強い民間建築物についても、「身体障害者の利用を配慮した建築設計標準」の普及を促進するとともに、助成措置を通じて身体障害者の利用に配慮した建築物の整備改善を推進すること。

### (2) 移動・交通対策の推進

障害者の社会参加の機会の増大や、行動範囲の拡大に伴って、障害者の移動におけるハンディキャップの軽減を図ることが、ますます重要な課題となっており、今後も移動・交通対策の整備について一層の前進が図られる必要がある。

これまで、この様な障害者のモビリティ確保のための、公共交通機関におけるターミナル施設、車両等の改善、整備をはじめ、信号機、横断歩道等の交通安全施設の整備、道路構造の改善、障害者の便宜を考慮した駐車規制等が行われており、また、そのほかにも、リフト付バスの設置、改造自動車への助成、ガイドヘルパーの派遣等が実施されているところであるが、今後も更に障害者の安全で快適な移動が確保されるよう、交通環境の整備及び交通手段サービスの充実等に努めるものとする。

今後、移動・交通対策については、次の事項を重点的に推進するものとする。

- ア 公共交通機関におけるターミナル施設、車両等の整備に当たっては、障害者の利用に配慮するとともに、障害者への的確な情報の提供、介護体制の充実などを図ること。

イ 歩道等の整備に際しては、障害者の利用の便を考慮し、段差の適切な切下げ、視覚障害者誘導用ブロックの敷設等安全で快適な歩行空間の確保に努めること。

ウ 信号機、道路標識、道路標示等の交通安全施設について、障害者の利用の便宜を考慮しつつ整備を推進すること。また、駐車規制に関し、駐車禁止除外指定車標章を交付して規制から除外するなどの優遇措置を講ずること。

エ 障害者の運転免許取得に際しての便宜供与及び障害者のための運転適性相談活動の充実を図ること。

オ リフト付バスの設置、改造自動車への助成、ガイドヘルパーの派遣等の移動・交通手段サービスの普及、充実を図ること。

カ 移動・交通に係る経費負担については、一般利用者との均衡にも配慮しつつ、必要な軽減措置に努めること。

### (3) 障害者に対する情報の提供

一般市民が利用可能な情報とできるだけ同等の情報を障害者が享受することは、障害者の市民としての当然の権利である。このことはまた、障害者が一般市民と同等のレベルで意志疎通、社会意識等の基盤を保有することになり、同時に社会の成員としての連帯感を伴ったコミュニケーションの場を広げ、社会生活への多様な参加を可能にすることにつながるものである。

このため、急速に発展しつつある情報伝達手段を活用するなどにより、障害者に十分な情報を提供できるよう努めるものとする。

今後、障害者に対する情報の提供については、次の事項を重点的に推進するものとする。

ア 点字、録音テープなどによる視覚障害者に対する情報サービスの充実に努めること。

イ 手話の普及、字幕入りビデオの充実、字幕入りテレビ番組の拡充等による聴覚障害者に対する情報手段の充実に努めるとともに、手話奉仕員派遣事業の拡充を図ること。

ウ 障害者とのコミュニケーションを促進するための機器の開発、普及を推進するとともに、これらの利用に必要な情報サービス網を整備すること。

エ 公共施設におけるガイド、通報等についての配

慮に努めること。

オ 障害者に対する商品情報についての配慮を図ること。

カ 障害者及びその家族に対する障害者法制等についての情報の提供の一層の拡充に努めること。

キ 障害者の情報に係る費用負担については、一般利用者との均衡等を配慮しつつ、必要な軽減措置に努めること。

### (4) 防災・防犯対策の推進

障害者が安心して在宅生活及び社会生活を送るために、地震、火災等の災害時における情報の収集伝達や避難誘導が迅速かつ適切に行われる体制を確立するとともに、これらの災害や障害者に対する犯罪、事故等の発生を防止するための体制を整備するものとする。

また、障害者の施設においては、災害や犯罪等が発生した場合には大きな被害が発生しかねないところから、その構造及び設備については特に配慮し、あわせて、避難誘導體制を徹底するなど、防災・防犯対策を一層強化するものとする。

今後、防災・防犯については、次の事項を重点的に推進するものとする。

ア 在宅及び公共の場における障害者に対する災害に関する情報の収集伝達、避難誘導等の体制の整備に努めること。

イ 障害者の側からの消防、警察等への緊急連絡手段の確保に努めること。

ウ 障害者に対する防災・防犯知識の普及及び災害時・事故時における障害者への援助に関する知識の普及に努めること。

エ 自主防災・防犯組織の整備など地域における防災・防犯体制及び施設の防災・防犯体制の一層の充実に努めること。

オ 犯罪や事故の発生を警戒し、防止するための民間の防犯システムの普及を図ること。

### 7 スポーツ、レクリエーション及び文化施策の推進

スポーツ、レクリエーション及び文化に関連する諸分野の発展と、これらの諸活動を支える公共的活動の重要性がますます高まる傾向を示していること

るでもあり、障害者が他の市民と同様に、これらの諸活動に参加する機会を確保することが必要である。

今後、スポーツ、レクリエーション及び文化については、次の事項を重点的に推進していくものとする。

- (1) スポーツ大会、レクリエーション・創作事業等を支援することにより、障害者の参加を促進すること。
- (2) スポーツ施設、レクリエーション施設及び文化施設の整備に当たっては、障害者のアクセシビリティに最大限の配慮を払うこと。
- (3) スポーツ活動、レクリエーション活動及び文化活動の開催情報、利用方法等に関する障害者への広報活動の推進を図ること。
- (4) 障害者に適したスポーツ・プログラムの開発研究を推進すること。
- (5) 障害者のスポーツ、レクリエーション及び文化に係る費用負担については、一般利用者との均衡等を配慮しつつ、必要な軽減措置に努めること。

## 8 国際協力の推進

国際社会の一員として、障害関連分野においても国際社会の中で主要な役割を果たし、世界各国で障

害者の「完全参加と平等」が実現されるよう能動的、積極的に貢献することが、我が国の責務であり、

「国連障害者の十年」のための諸事業に重点を置いて、国際協力を更に強力に推進するものとする。

今後、国際協力については、次の事項を重点的に推進するものとする。

- (1) 国連及び国連専門機関の諸活動に対する積極的な協力を行うこと。
- (2) 国際協力事業団（JICA）、国際厚生事業団（JICWELS）等を通じての研修員受入れ、プロジェクト方式技術協力の推進など技術協力の推進に努めること。
- (3) 国際会議への積極的参加及び本邦開催の誘致により、国際的な方策決定への参加に努めること。
- (4) 各国の障害者が国際会議、スポーツなどを通じてコミュニケーションできる機会を拡大することにより、国際交流の推進に努めること。
- (5) 我が国の国及び地方公共団体の障害者対策の現状、民間障害者関係団体など民間団体及び地域社会の活動の状況、リハビリテーションに係る研究など研究活動の実績等について、各国の理解を深めるため、海外への広報を積極的に推進するとともに、各国及び国際機関等における障害者関連情報の収集等に努めること。

## 第3 推進体制

障害者対策は、医療、教育、雇用、福祉など幅広い分野にわたっているので、「障害者村策に関する長期計画」後期重点施策の推進に当たっては、障害者対策推進本部を軸として、関係行政機関相互間の密接な連携をなお一層確保し、総合的、かつ、効果的な実施を図るものとする。

また、今後の障害者村策に関する施策の立案及び推進に当たっては、障害者自身の意見を反映し、そ

のニーズに合致した施策を推進することに配慮するとともに、地方公共団体、民間障害者関係団体等との連携を深めることとする。

なお、地方公共団体、民間障害者関係団体など民間諸団体、企業、マス・メディア、障害者を含む個人等すべての社会構成員が、それぞれの分野において障害者福祉向上のための社会的責務を具体的に果たしつつ、協力することを期待する。